

岡本の国会での質問

166-衆-日本国憲法に関する調査…-2号 平成19年04月05日

○保岡委員長代理 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、三名の公述人の皆様、それぞれ御予定をつけていただいて、貴重な御意見をお聞かせいただきましたことを私からも御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

時間もありませんので、早速質問に入っていきたいと思えます。

今、民主党案、与党案、それぞれ審議をする中で、確かに論点は大体固まりつつある中で、しかしその論点の開きがより明確になってきている部分もあると私は考えております。きょう皆様方が取り上げられなかった部分で私は確認をしておきたいところの一つありますので、それぞれ御意見をいただきたいと思えます。いわゆる投票権者の年齢の問題であります。

十八歳以上ということで大体コンセンサスができつつあるわけでもありますけれども、与党側修正案などでも、投票権者を十八歳以上にすることで、関連する二十八本でしたか、法律を修正しなければいけないという話が出ておりました。どこを改正してどこを改正しないのかというのはこれからの議論だと思えますが、国民投票及び一般の選挙の有権者、投票権者を十八歳以上とすることで、その他の規定、例えば民法における成人の定義であるとかを変更しないということも可能であるというふうにお考えなのか、それとも、そもそも十八歳以上が投票権者だということについて反対だと思われるか、それぞれからお考えをお聞きしたいと思えます。

○南部公述人 御質問ありがとうございます。

いわゆる附則に規定されております成人年齢法制の改革の範囲、それをどう考えるべきかということで、具体的に名前が挙がっている法律が民法と公職選挙法の二つのみでございますので、それ以外はどうなのかという御質問だと思います。

午前中の公聴会の御様子なども拝見しておりましたけれども、それぞれ法律には制定当時の立法趣旨ですとか目的とかがあるかと思えますし、私がきょう参考資料に添えておりますけれども、そこに二十や満二十歳で区別する法律のリストなどを挙げておりますが、形式的にこれをリストアップしただけでもこれだけの数がございまして、それぞれの目的に従って妥当な判断をするということかなと思えます。

問題は、この附則に書いたという立法者意思を、恐らくこの法律のすべてを憲法調査特別委員会ないし憲法審査会で管轄することは不可能だと思いますし、各省庁も縦割りだという関係にあると思えますので、その辺のフォローアップをどうするかというのが一つ大きな課題ではないかなというふうに感じております。

以上です。

○松繁公述人 申し上げます。

この点については、私は今回言及はしておりませんでしたけれども、公職選挙法も含めて十八歳以上が望ましいというふうに思っております。

ただ、民法の関連はどうなのかという点について、私は、今回ここに臨むに当たってというか、ふだんからも余りよく考えていなかったもので、民法の点についてどういうふうに考えているかについてはお答えできませんので、御了承願いたいと思えます。

以上です。

○森川公述人 済みません、私もこの問題につきましては、率直に言って余り考えてはございませ

ん。午前中の議論で二十以下でも喫煙している現状ということが報告されておりましたけれども、現状に合わせて法律を変えるのか、それとも違う方法をとるのかという問題点は確かにあると思いますが、この点については、私も同じく現在確たる回答をすることはできませんので、御容赦ください。

○岡本(充)委員 続きまして、有料広告放送の制限について確認をしておきたいと思います。それぞれの公述人からこれまで意見も表明をされておりますけれども、改めて確認をしておきたいと思います。

一定の制限を設けるべきであるということは、ある程度皆様方コンセンサスなのかなと思って、ここに来られている公述人の皆様方はそう思ってみえるんだろうと思いますが、それぞれどのような一定の制限を想定されているのか、改めてお話をいただきたいと思います。

○南部公述人 スポットCMについての御質問だと思います。

冷却期間が必要であるということと内容が中立的な規制でなければならないという前提でありますので、総量規制効果ということについても、それは間接的にしか及ぼすことができないであろうというふうに思います。

その効果を、例えば七日間を十四日間にして、二十一日にとずっと上に上げていくと、結局全面禁止ということに近づいていくわけなんですけれども、どこかで妥協点があるのかなというところで、意見広告主の自由というものもありますから、なかなか結論は一律的には出しづらいというところがございますけれども、比較的新しい論点でございますので、実際、その業界の実情などもまだこの委員会で十分な議論が行われていないところもあると思いますので、その点を踏まえて結論を導いていただければと存じます。

以上です。

○松繁公述人 お答えします。

私は、原則有料広告は全面禁止が望ましいと思っております。

以上です。

○森川公述人 悩ましい点でございますけれども、私の私見としましては、国民運動、要するに公務員の規制等はなし、国民運動は自由という前提におきまして、テレビスポットCMの広告の定義を厳格に定義しました上で全面禁止ということもいいのではないかなというふうに思っております。

○岡本(充)委員 続いて、最低投票率の点について確認をしておきたいと思います。

最低投票率が不要だという論に立てば、例えばいわゆる無関心の層を憲法改正賛成、反対に取り込むというような運動も可能になってくるという趣旨の話もありますし、その一方で、確かに、極めて低い投票率の中で過半数を設定することに対して疑いの思いを持つ国民がいるのも事実だと思います。

今回、皆様方が改めてお話をいただいておりますけれども、そもそも、最低投票率を設定する必要があると思われる方は、なぜあるのか、設定する必要があると思われる方は、なぜないと思われるのか、そこを明確に端的にまずお答えいただきたいと思います。

○南部公述人 最低投票率について、私は、法律でこれを規定することに反対の立場をとっております。諸外国の事例を見ましても、ロシア、韓国は憲法の規定で定められているというふうに承知しております。

例えば、投票総数が投票権を有する者の百分の四十を超えない場合には当該国民投票は効力を有しない、このようなルール設定をするかどうかは今問題になっているわけですね。このルール設定の名あて人といえますでしょうか、だれに向けられたルールなんだろうなということ最近考えま

す。

例えば、憲法九条の改正案が発議をされて、投票率三九%だったとします。圧倒的多数の方が賛成票を投じたとしても、結局それは最低投票率を上回っていないので成立しないということになると思うんですが、その結果として、現行の九条を守りなさいというメッセージといましようか、そういう一つの結論が出るのかなという気はしております。

それが公権力の側から国民に対して向けられるルール設定であれば、私は法律でいいと思います。しかし、私は、逆じゃないかなと最近思ひまして、最低投票率に満たない場合、現行憲法の九条を守りなさいということは我々市民が公権力に対して命令する、つまり、やはり憲法で規定することではないかなという、その本質的なところを最近考えておひまして、憲法の理念に沿うとかいろいろ議論はあると思ひますけれども、そういう根本的な、その規範の意味というものを考える必要があるかなというふうにおひしております。

ただ、私は、憲法を改正して、憲法上、最低投票率を規定することについては異議はありませんので、その点は御留意いただければと思ひます。

以上です。

○松繁公述人 お答えします。

最初に私申しましたけれども、憲法の改定が必要なときは、国民の側に、今の憲法というのは国民を国家の権力から守るものになっていますので、今ある憲法で何か国民に不都合があれば、それは国民の中からわき上がるものだというふうにおひ言ひましたけれども、そういう考えからすれば、圧倒的多数の国民がこれを変えることに賛成しない限りは変えるべきではないというふうにおひしております。

私は、最低投票率を、だから、圧倒的多数の国民が参加できるような方法で国民投票ができる時点に立たなければ国民投票をするべきでないというふうにおひ思ひますので、最初に言ったように投票法案そのものに反対ですので、これは四〇%でいいとか八〇%なければだめだとかいうようなことは、そこまで私の論では言っていないんですけれども、あえて申し上げれば、過半数以上の賛成がなければ変えられないだろうなというふうにおひ思ひます。

以上です。

○森川公述人 憲法九十六条によりますと、国民に提案し、その承認を経なければならないとなっております。この国民というのは、加重要件としてではなく、最低投票率を設けることによってこそ国民に近づくものだというふうにおひ思ひます。

また、ボイコットの件ですけれども、先ほども述べましたが、だれかを選ばなければならない選挙とは異なりまして、必ず改正しなければいけないわけではない憲法改正におきまして、改正するつもりはないよといって投票所に行かないのは別に何の問題もないものと思ひます。

また、先ほど質問もありましたけれども、地方自治体の住民投票は投票率五〇%でないと箱を開票すらしないということを考えますと、より直接民主的な運営になるのではないかなというふうにおひ思ひます。

○岡本(充)委員 そこで、まず南部公述人にちょっとお伺ひしたいんですが、憲法に最低投票率を明記することは反対はしないという話でありましたけれども、公権力を縛るべき憲法の意味合いからすると、公権力に対して物を発する側として、法律に書き込むのであれば憲法だ、こういう論点なんだと思ひます。

その上で、先ほど、例えば四〇%の最低投票率を設けて、三九%の投票率であれば、どれだけ圧倒的多数でもそれは改正しないという話であれば、それは一体どういう意味を持つのかという、先ほどの広報、周知が徹底していなかったということをむしろ権力側に投げかけるという意味合いも私はとれるんじゃないかと。場合によっては、市民、国民の観点からすれば、君たちの周知徹底が不十分だよ、こういうふうな理解をするということも可能なのではないかとというふうにおひ思ひたりもす

るわけなんですけれども、今の私の考えについてどのようにお考えになりますか。

つまり、ある程度の最低投票率を設定するという論点で考えた場合、満たなければ再トライなり、もうちょっと周知徹底をする方法を考えるなり、ボイコット運動で圧倒的であれば二回やってもだめでしょうけれども、そうでなければ、またそれを超えるかもしれないというふうな考え方もありますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○南部公述人 下回った場合にどうなるかということですが、憲法改正案自体に賛成の方もいれば反対の方もいる、賛成の方でもいろいろな理由の方がいますし、反対にもいろいろな理由がある、賛否迷って棄権をする方もいるでしょうから、その点は非常に区別が難しいかなというところはございます。

究極のところは、やはり主権者としての自覚の問題にかかわってくることであって、国民投票という限りにおいては、憲法を改正するかしないかというのは投票所で意思表示を明確にするべきことであって、広報がどうだとかいうことも一つは問題としてあるかなとは思いますが、結局は、賛否が問われるというのは我々国民でありますし、その結果を公権力に対して示すという機能を考えた場合、やはりそれは国民の自覚といえますか、積極的な投票参加ということをもむしろ考えていくべきではないでしょうか。

○岡本(充)委員 続いて森川公述人にお伺いしたいんです。

最低投票率をある一定設けるとすると、例えば国民的関心の高まらない案件も憲法改正の論議の中で出てくると思うんですね。今の周知広報の話と一緒にありますけれども、この部分も非常に論点が深いと思います。きょうはちょっと時間の関係で十分お伺いできませんけれども。

広報、周知を十分したとしても、頑張ったとしても、なかなか投票率の上まらない選挙も世の中あるわけでありまして、国民的関心の高い問題、今お話がありました例えば九条などは国民的関心が比較的高い条文だと思いますが、それ以外の中で国民的関心が高まらない条文の改正もあるかもしれません。そういうときに、最低投票率を設けていた場合、どのようにしてこの投票率をクリアしていくかというのが課題になるという懸念はないのでしょうか。

○森川公述人 抽象的でわかりませんが、特に懸念はありません。国民に関心が高まらないような案件に関しましては、改正の必要がないという国民の総意だと思いますので、問題はないのではないかと思います。

○岡本(充)委員 続いて、今度は松繁公述人にお伺いをしたいんですが、そもそも、この国民投票法案はまだ不要であるというお考えであるというふうに述べられました。改憲を行うについて、九条を守りたいという御趣旨は発言の中から私も十分酌み取ったわけでありまして、それ以外の憲法の条文等について、今後、改正をしていかなければいけないような課題は生じてこないというふうにお考えなのか、それとも、その課題が生じてから国民投票法をつくれればいいということであれば、そこに何年間かのタイムラグができることも想定されるわけでありまして、そういう懸念についてはどのようにお答えになられるのでしょうか。

○松繁公述人 お答えします。

九条のことを中心に言いましたけれども、今後ほかの条文で何か出てきたときに間に合わなくなるんじゃないかということだと思うんですが、この日本国憲法というのは、私たちもこういう改憲論議が出る中で改めて読み直して勉強もしたところですが、本当によくできている憲法だと私は思っております。

ですので、今、加憲ということで、加えたらいいんじゃないかというようなことで論議になっている環境権やプライバシー権の問題、これなんか必要だと言われてはいますが、それは本当に基本的人権の尊重を徹底してやれば問題はないだろうというふうに思うし、もちろん、今想像できな

い何かがあるかもしれませんが、あるかもしれませんが、そこまでいったときに国民が本当に不利益を受けるから、だけれどもこの憲法があるからだめというような事態は、今のこの日本国憲法の中では発生しないし、もし何かそういうことが起これば別のところで解決できる方法が私はあるというふうに思っております。

この憲法は、六十年たってまだこの憲法の持つ理想のところに本当のところは行き着いていないんじゃないか、この日本国憲法が住民の中に、地方自治や暮らしの中に徹底して生かされておれば本当に変えていく必要があるのかな、国民の生活の立場から見ればそんなふうに思います。外交の問題から見ればどうということかということは差し控えておきますけれども、そう思います。

以上です。

○岡本(充)委員 終わります。